

# 2014年の江蘇省における10大知的財産権侵害事件

情報源：新華網 作者：徐大衛 更新日：2015年04月29日 10:52:14

1. 原告宝慶連鎖公司 v. 被告宝慶首飾公司、宝慶総公司のフランチャイズ契約、商標権侵害をめぐる一連の紛争事件

## 【事件概要】

南京宝慶首飾総公司（以下、「宝慶総公司」）、南京宝慶銀樓首飾有限責任公司（以下、「宝慶首飾公司」）は、国有系のジュエリー企業で、中国で最初に「中華老字号」（中華老舗）の称号を得た企業のひとつである。その前身は清の時代から始まり、悠久の歴史を持つ「宝慶銀樓」である。1980年代、宝慶総公司是老舗の看板を復活させ、金・銀ジュエリー類で「宝慶」シリーズ商標を登録した。長年の経営を経て、「宝慶」シリーズ商標は江蘇省、とりわけ南京市で極めて高い知名度を有することになった。

2005年1月1日、2006年10月、2007年10月17日、宝慶首飾公司与南京宝慶銀樓連鎖發展有限公司（以下、「宝慶連鎖公司」）、江蘇創煜工貿有限公司（以下、「創煜公司」）は、宝慶首飾公司有する「宝慶」シリーズの登録商標、サービスマークなどの経営資源のライセンスなどに関して、計3件の契約を締結した。契約では、宝慶連鎖公司是、自己の取扱業務において、商標「宝慶」を合理的に使用し、「宝慶」の加盟店を管理、拡張、開設する権利を有する。ただし、加盟店の設立にあたっては、宝慶首飾公司に報告し、審査・承認を仰がなければならない。宝慶連鎖公司是、相応の基準に従って、宝慶首飾公司に商標使用料、ブランド管理料などを納めなければならない、といった規定を取り決めた。双方の提携期間において、「宝慶」ブランドは大きく成長し、年間売上高は数十億元に達した。しかし、双方はその後、共同出資の協議で折り合いがつかず、最終的に提携関係が決裂することになった。2010年8月25日、宝慶総公司、宝慶首飾公司是、宝慶連鎖公司に違約行為が多く存在し、かつ根本的な違約を構成するという理由で、書簡を送り、双方の提携契約の解除を求めると同時に、江蘇省各地の複数の法院（日本の裁判所に相当）に商標権侵害をめぐる一連の訴訟を提起した。一方、宝慶連鎖公司、創煜公司も法院に提訴し、契約解除通知の無効を認めるよう求めた。

## 【法院の判断】

本事件において、双方が締結した3件の契約はフランチャイズ契約の特徴を有し、実質上、双方がフランチャイズ経営について締結した基本合意書である。主な取り決め内容は、双方間のフランチャイズ経営関係における基本的な権利・義務である。契約で取り決められた「宝慶連鎖公司是、自己の取扱業務において合理的に使用する権利を有する」という内容は、「宝慶連鎖公司是、取り決めに基づく加盟店の管理・拡大並びに承認を得た上での加

盟店開設において、係争商標および関連の標章を合理的に使用する権利がある」と解釈すべきであり、「宝慶連鎖公司是、自ら店舗を開設し、かつライセンス料を納めなくてよい」という結論を導くことはできない。したがって、宝慶連鎖公司が承認を得ずに自ら店舗を開設するなどの行為は契約の取り決めに違反し、違約を構成する。

係争の3件の契約を解除すべきか否かの問題に関して、法院は、双方に紛争が生じた原因、宝慶連鎖公司の複数の違約行為の性質と程度、宝慶連鎖公司が取り決めに違反して無断で開設した店舗の数、「宝慶」ブランドに対する寄与などの要素を十分に評価した上で、双方間の利益均衡を図り、裁判を通じて宝慶総公司、宝慶首飾公司の権利と宝慶連鎖公司の合法的な経営行為の法的な線引きを明らかにし、宝慶連鎖公司に存在する違約行為は、契約を直ちに解除することを支持する十分な理由を構成するに足りないと認め、宝慶総公司、宝慶首飾公司による契約解除通知が無効であるとの判決を下した。ただ、法院は同時に、判決理由において、「宝慶連鎖公司是、双方の契約の取り決めに基礎に誠実な経営を徹底しなければならず、『宝慶』シリーズ登録商標に対するフランチャイザーの独占権を尊重しなければならず、フランチャイザーの商標権者としての利益を侵害してはならない。承認を得ずに宝慶首飾公司、宝慶総公司の『宝慶』シリーズ登録商標などの経営資源に関わる店舗を無断で開設してはならず、かつフランチャイザーの『宝慶』シリーズ登録商標などの経営資源を使用する場合は、双方の取り決めに従ってライセンス料を納めなければならない。宝慶首飾公司、宝慶総公司是、宝慶連鎖公司の取り決めに基づく誠実な経営行為については、契約の取り決めに従って経営の継続を許可し、正常な審査・承認を行わなければならない」と明確にした。以上により、双方間の商標権侵害をめぐる一連の紛争事件について、法院は同時に、「宝慶連鎖公司が許諾を得ずに無断で商標「宝慶」を使用し、店舗を開設・経営したことについては、商標権侵害を構成するため、権利侵害行為の停止と損害賠償を命じる。すでに許諾を得たことについては、宝慶連鎖公司是取扱を継続することができる」との判決を下した。

### 【事件の典型性】

双方の提携が長く、ブランドの評判や事業規模が大きく成長しており、かつ双方の重大な利益に関わるこの種の事件に対し、法院は簡略的な裁判を行わず、司法機関としての知恵を十分に活かし、利益均衡を糸口として、理性的な紛争解決方法を模索した。即ち、契約解除通知を無効とし、双方の提携を継続する判決を下すと同時に、双方の権利・義務関係を明瞭に線引きした。また、商標などの知的財産権をはじめとするフランチャイズ経営資源に対するフランチャイザーの絶対的支配を確保し、フランチャイジーは取り決めに基づき誠実な経営をしなければならず、フランチャイジーの権利範囲を超え、フランチャイジーの知的財産権の利益を奪おうとしてはならないことを明らかにするとともに、フランチャイジーが取り決めに基づき誠実な経営を実現している部分については、フランチャイジーは契約の取り決めどおり、取扱の継続と通常どおりの審査・承認を許可するよう求め

た。この一連の事件の判決結果は「法的効果と社会的効果の有機的な統一」を体現するものといえる。

## 2. 原告マグネクエンチ天津公司 v. 被告夏氏、瑞泰公司 ノウハウ侵害紛争事件

### 【事件概要】

メルトスピニング法によりNd-Fe-Bボンド磁石粉末を生産するための2つの重要技術であるジェットキャスティング技術、スプレーノズル技術を掌握するマグネクエンチ・インターナショナルは、通常実施権でマグネクエンチ（天津）有限公司（以下、「マグネクエンチ天津公司」）に上述の技術を使用する権利を付与し、権利保護のためにマグネクエンチ・インターナショナルの名義で単独で提訴する権利を付与した。蘇州瑞泰新金属有限公司（以下、「瑞泰公司」）も同一製品の生産、販売に従事しており、張氏、夏氏はいずれも同社の創業者である。そのうち、張氏はマグネクエンチ・インターナショナルおよびマグネクエンチ天津公司の元従業員で、係争のジェットキャスティング技術とスプレーノズル技術を掌握している。夏氏は瑞泰公司の生産設備提供者である。本事件の訴訟前に、マグネクエンチ・インターナショナルは瑞泰公司、張氏が営業秘密を侵害したとして公安機関に通報し、公安機関は捜査段階で、関連資料を鑑定機関に送付して鑑定を依頼した。鑑定機関は「マグネクエンチ・インターナショナルが主張する技術情報は一般に知られておらず、瑞泰公司の生産設備における関連の技術情報とマグネクエンチ・インターナショナルが主張する技術情報は実質的に同一である」との鑑定意見を出した。マグネクエンチ天津公司はこれをもとに、侵害民事訴訟を法院に提起し、夏氏と瑞泰公司が権利侵害の疑いで訴えられた製品を生産する行為はノウハウ侵害を構成すると主張した。

### 【法院の判断】

既存の証拠から、マグネクエンチ天津公司が主張する係争技術情報はノウハウを構成し、夏氏および瑞泰公司是張氏を通じて上述のノウハウに実際に接触し、使用する技術は上述のノウハウと実質的同一を構成すると認定でき、かつ夏氏および瑞泰公司是使用する技術に関して、合法的な出所を有することを挙証できていない。したがって、夏氏および瑞泰公司是マグネクエンチ天津公司が主張するノウハウを侵害しており、侵害行為の停止、損害賠償の民事責任を共同で負わなければならない。賠償金額に関しては、監査の結果、瑞泰公司是侵害期間において、侵害製品の販売により利益1,126万8,285.30元を獲得し、赤字状態から黒字に転換しており、侵害行為と利益獲得の間に直接的な因果関係がある。以上の事実により、法院は夏氏および瑞泰公司に対し、侵害行為を直ちに停止するとともに、マグネクエンチ天津公司の経済的損失1,126万8,285.30元および合理的な費用30万元を共同で賠償するよう命じる判決を下し、マグネクエンチ天津公司のその他の訴訟上の請求を棄却した。

### 【事件の典型性】

本件は、民事と刑事が交錯する非常に典型的な営業秘密侵害紛争事件である。その典型性は以下の点に反映されている。

第一に、侵害事件の民事手続において、刑事捜査段階での鑑定依頼により形成された鑑定意見をいかに採用するかを模索した。法院は、鑑定報告書が拠所とする客観的証拠、鑑定専門家の出廷証言および夏氏が提出した技術文献などの証拠材料を踏まえ、係争の鑑定報告書の最終的な意見が多くの証拠によって裏付けられているため、民事訴訟の段階で再び鑑定を依頼する必要性がないと認定した。

第二に、民事上の侵害認定が必然的に刑事責任の負担を招くかどうかの問題を模索した。民事上の侵害認定は民事の証拠規則と証明基準を採用し、事実推定に属するため、刑事訴訟の一切の合理的な疑いを排除するという厳しい証明基準を必然的に満たせるということはない。したがって、民事上の侵害認定のみによって、当然のごとく、当事者が営業秘密侵害罪を構成したと認定することはできない。

第三に、賠償金額の計算方法と拠所に関して、侵害行為による利益獲得の事実を明らかにした上で、原告が主張する賠償額について全額を支持したことには、知的財産権保護の強化を目指す司法的態度が反映されている。

この判決はまた、知的財産権の司法保護の重点について、権利者に対する救済を強化し、民事訴訟手続を通じて権利者を保護し、侵害者を処罰することで、市場主体の好ましい競争の促進と社会変革の奨励という目的を達成することであると指摘している。

### 3. 原告同仁堂公司 v. 被告同仁堂科技公司 商標専用権侵害・不正競争紛争事件

#### 【事件概要】

「同仁堂」は中国北京同仁堂（集団）有限責任公司（以下、「同仁堂公司」）の登録商標および商号であり、同仁堂公司が300～400年余りの歴史の中で培った営業上の信用を受け継いでいる。1989年、商標「同仁堂」は馳名商標（中国で関連公衆（商標が使用されている商品または役務と関連性がある販売者や消費者等）に周知され、かつ高い名声と信用を有する商標をいう——訳注）に認定されるほか、「中華老字号」の認証も受け、消費者の中で極めて高い知名度と好感度を有している。2012年8月、同仁堂公司は台湾の中華同仁堂生物科技有限公司（以下、「同仁堂科技公司」）のウェブサイト上で、「中華同仁堂」のロゴが表示され、自身が「正統な同仁堂」であり、「同仁堂」の300年余りの歴史と文化の継承者であると称していることを発見した。さらに、同仁堂公司には同仁堂の伝統的な処方箋が「一切」なく、すでに「有名無実」の会社になっているとうたっていた。同仁堂科技公司はまた、「中華同仁堂」という名の薬局を開設し、店内の至るところに「同仁堂」を強調表示するほか、多くの箇所同仁堂公司の店舗のレイアウトを模倣していた。同仁堂公司は「同仁堂科技

会社がそのウェブサイト上、店舗内外に『中華同仁堂』のロゴを設置し、字体、店舗の内装、企業の歴史、文化などさまざまな点を模倣する行為は、需要者に両者の混同を生じさせるに足り、『同仁堂』という馳名商標の希釈化を招くものであり、『同仁堂』という登録商標の専用権を侵害している。また同仁堂科技会社が同仁堂公司を貶め、中傷し、公衆を誤導し、同仁堂公司の評判やイメージを傷つける行為は不正競争行為を構成する」と主張した。これに対し、同仁堂科技会社は、「同仁堂」は馳名商標ではなく、かつ「同仁堂」の使用にあたって同仁堂の継承者である楽覚心氏から権利を付与され、屋号も国家工商行政機関の認可を得ており、商標権侵害、不正競争を構成しないと抗弁した。

### 【法院の判断】

同仁堂科技会社が「同仁堂」のロゴを強調表示する行為は、以下の理由により、同仁堂公司の係争商標の専用権を侵害する。

第一に、老舗の歴史的優位性、長年にわたる経営、広範な宣伝力により、同仁堂会社が所有する係争登録商標は、長きにわたって消費者から熟知・認可され、馳名商標に認定されている。

第二に、同仁堂科技会社は自身が開設したウェブサイトと店舗に「中華同仁堂」のロゴを使用し、「同仁堂」という屋号を強調表示し、同仁堂公司の係争登録商標の商標権に対する侵害を構成している。

第三に、同仁堂科技会社は「同仁堂」と同仁堂会社が密接不可分な関係にあることを知り得べきであり、そのウェブサイトと常州市に設立した店舗に「中華同仁堂」または「同仁堂」の文字を使用することは、明らかに同仁堂公司とその登録商標の評判に故意にただ乗りする行為であり、信義誠実の原則に悖るため、禁止しなければならない。

同仁堂科技会社は老舗である「同仁堂」と一切関係がなく、そのウェブサイト上での宣伝行為は、自身と老舗「同仁堂」に関係があり、「正統な同仁堂」であると消費者に誤認させる意図があり、虚偽宣伝を構成する。また、同仁堂科技会社が自身のウェブサイトで発表した言論は捏造・散布された虚偽の事実であり、その行為は悪意をもって同仁堂公司の信用を貶す行為に属し、信用毀損を構成する。

以上を踏まえ、法院は、同仁堂科技会社に対し、侵害行為を停止し、影響を除去するとともに、事情を斟酌して経済的損失 100 万元を賠償するよう命じる判決を下した。

### 【事件の典型性】

「同仁堂」は極めて高い知名度を有し、消費者に広く熟知されているブランドである。まさにそのため、「同仁堂」は他社から不当なただ乗りを被りやすい。本件は台湾の同仁堂科技公司に由来し、歴史上、客観的な原因により存在する兩岸の老舗「同仁堂」は一切の歴史的なゆかりはなく、それと台湾の老舗「同仁堂」との関係は、「中華同仁堂」が中国大陸における経営において「同仁堂」の字句を強調して使用することを支持するに足りない。法院は「

同仁堂科技公司の行為は、同仁堂科技公司と同仁堂公司に特定の関連があると消費者に誤認させ、かつ主観的にもただ乗りの意図があるため、商標権侵害を構成する。また、同仁堂科技公司が実施した虚偽宣伝行為と信用毀損行為は不正競争を構成する」と判断し、被告に対し侵害行為を停止し、影響を除去するとともに、事情を斟酌して経済的損失 100 万円を賠償するよう命じる判決を下した。本件は、江蘇省法院の知的財産権に対する司法保護をさらに強化する姿勢の表れであり、江蘇省高級法院の 2014 年 4 月 26 日「世界知的所有権の日」にインターネット上で法廷での審理が生中継され、「老舗」の知的財産権保護に対する社会の注目を集めた。

#### 4. 原告申錫公司 v. 被告吊藍公司 不正競争紛争事件

##### 【事件概要】

江蘇省無錫市では、高所作業用ゴンドラ製造業が 1980 年代から他に先駆けて始まった。長年の歩みを経て、21 世紀に入って以降、無錫市は中国におけるゴンドラの主要な生産地となり、「ゴンドラの里」と呼ばれている。「無錫吊籃」（無錫ゴンドラ）は無錫の多くのゴンドラメーカーによる共同の努力で、高品質なゴンドラの代名詞となった。「2003 年版高所作業用ゴンドラ国家規格」と 2013 年版国家規格の起草組織には、無錫の企業が多数を占めた。無錫吊籃機械製造有限公司（以下、「吊籃公司」）は、「吊籃」と相似する「吊藍」の 2 文字を屋号として登録した。インターネットで「無錫吊籃」、「無錫吊籃」を検索すると、吊藍公司のヒット数が多く、ランキング上位のリンクはジャンプページで、ジャンプ先の吊藍公司のウェブサイトでは「雄宇」というブランドの各種ゴンドラ製品を集中的に宣伝した。無錫市ゴンドラメーカーの代表である江蘇申錫建築機械有限公司（以下、「申錫公司」）は提訴し、「吊藍公司の行為は『無錫吊籃』の信用に不当にただ乗りし、申錫公司およびその他の競合者の合法的権利・利益を損害している」と主張し、法院に対し吊藍公司への不正競争の停止と企業名の変更を命じる判決を求めた。

##### 【法院の判断】

無錫全体のゴンドラメーカーの長きにわたる広範な使用、努力により、「無錫吊籃」はすでに無錫市のゴンドラ製品および業界独自の略称となり、高所作業用ゴンドラ業界において一定の知名度と高い製品識別度を得て、高い信用を有するため、保護しなければならない。吊藍公司の行為は以下の理由で、不正競争を構成する。

第一に、吊藍公司は主観的にただ乗りする意図がある。吊藍公司は「無錫吊籃」の知名度を知り得べきであったにもかかわらず、「吊籃」と近似し、かつ「吊籃」とともに通用する「吊藍」の 2 文字を企業名の屋号として対外的に宣伝し、「無錫吊籃」を通じてその製品に対する需要者の注目を集めたものであり、「無錫吊籃」の信用にただ乗りしようとする主観的な意図がある。

第二に、吊藍公司の行為は、「無錫吊籃」に対する公衆の注目度を不当に吊藍公司に与える結果を招き、それによって競争優位性を獲得し、多くの取引、接触の機会を得て、見込み客を引き寄せた。この行為は当該地域の他の経営者に対して明らかに不公平であり、同業界のその他の経営者の潜在的利益に損害を与えた。

無錫市建築機械協会設立準備チームおよび複数のゴンドラメーカーは申錫公司を支持して本事件の訴訟を提起し、吊藍公司の係争行為に対する同業者の不満が顕在化した。

以上を踏まえ、吊藍公司の行為は信義誠実の原則と公認の商業倫理に違反するものであり、不正競争を構成し、是正されなければならない。したがって、法院は、吊藍公司に対し、直ちに不正競争行為を停止し、「吊藍」を屋号する企業名を変更するよう命じる判決を下した。

### 【事件の典型性】

地域経済の差別化が進むに伴い、「無錫吊籃」のような地域の周知商品は、地域の産業、製品の代名詞となっていく。それによって形成される知名度と製品識別度に関わる信用は、その地域のすべての競合者が共有すべきである。吊藍公司は、その地域の周知商品の名称に近い言葉を企業名として登録し、信用共有の均衡を壊し、競合者の不満を引き起こした。現在、このような「フリーライド」（ただ乗り）行為は日増しに増えている。この地域の周知商品の名称は具体的な権利主体がなく、明確な法律による規制がないため、法院は「反不正当竞争法」（不正競争防止法）第2条の一般条項で「事業者は、市場取引において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則に従い、公認の商業倫理を守らなければならない」との規定を活用し、ある程度の信用のある地域の周知商品の名称に保護可能性がある」と判断した。被告の行為は、競合者の合法的な利益を損害し、不正競争を構成した。本件の裁判は、「反不正当竞争法」の一般条項を正しく適用した典型的な事例である。

## 5. 原告黄子友氏 v. 被告金三力公司 著作権侵害紛争事件

### 【事件概要】

黄子友氏（以下、黄氏という）はかつて江蘇省南京市のゴム工場に勤めていた労働者で、すでに定年退職した。在職中は、混練、原料配合作業、水利施設用ゴムパッキン製造を担当する労働者であった。1987年5月、黄氏は定期刊行物「水利水電技術」に「現場施工中橡膠水封的熱粘合法」（現場工事におけるゴムパッキンの熱接合法）と題する技術論文を掲載し、水利施設用ゴムパッキンに関する好適な技術、注意すべき問題点などを紹介した。長年にわたり、南京ゴム工場とその組織再編後の継承者である金三力公司は、黄氏の許諾を得ずして、幾度もこの論文を複製して生産・事業活動に用い、労働者の施工作業を指導した。また、複製時に黄氏の氏名を削除した。黄氏は、この論文が黄氏一人による創作物であっ

て、自身の氏名表示権、複製権が金三力会社に侵害されたと考え、法的責任の負担を求めた。これに対し、金三力会社は、この技術論文は法人著作物であり、その権利は金三力会社に帰属すると抗弁した。

### 【法院の判断】

係争作品は法人著作物ではなく、職務著作物でもなく、黄氏一人が創作した個人著作物と認定されなければならない。その主な理由は以下のとおり。

第一に、この作品は職務著作物の認定条件を満たさない。この作品は、黄氏が自身の業務経験をもとに業務外の時間に一人で完成させた創作物である。黄氏によるこの作品の創作はその職務の範囲に属するものではなく、勤務先が黄氏に与えた業務上の任務でもない。

第二に、職務著作物、法人著作物の認定を厳格に限定することは立法精神の現れである。労働者がその一般の業務上の実務経験に対する総括を職務著作物とするならば、職務著作物の認定範囲を拡大せざるを得なくなり、職務著作物の条件、立法精神に適合しなくなる。

第三に、作品の表現と作品の技術内容を正しく線引きしなければならない。著作権の保護範囲は、作者が自身の知識、経験などをもとに独立した考え、創作を通じて完成した作品の表現形式である。一方、論文に関わる技術内容、考案、工程方法などは科学技術成果権の保護範囲に属する。

第四に、係争作品は法人著作物ではない。係争作品は南京ゴム工場の手配、主宰の下で完成した創作物ではなく、南京ゴム工場を代表するものではない。したがって、係争作品により生じる法的責任は黄氏個人が負担しなければならない。

以上を踏まえ、法院は「金三力会社は黄氏の許諾を得ずして、黄氏が著作権を有する係争論文を使用し、作者の作品に対する氏名表示権と複製権を侵害した。よって、侵害行為の停止、損害賠償等の法的責任を負担しなければならない」と判断した。したがって、法院は、金三力会社に対し、侵害行為を停止し、黄氏の経済的損失2万円を賠償するよう命じる判決を下した。

### 【事件の典型性】

本件は、「著作権法」の職務著作物に関する立法目的、条件および作品内容と表現形式との関係といったさまざまな角度から、職務著作物における「業務上の任務」を認定しており、それは係争作品の創作が作者の勤務先における本業の任務、または勤務先が与えた本業以外の創作任務と理解されるべきである。よって、労働者が自身の職務をもとに蓄積した業務経験によって創作した作品は、職務著作物と認定されるべきではない。

## 6. 原告章曙祥氏 v. 被告真慧公司 監督雇用契約紛争事件

### 【事件概要】



江蘇真慧影業有限公司（以下、「真慧公司」）と章曙祥氏（別名：章家瑞）は「真慧映画『殺戒』プロジェクト総監督雇用契約」（以下、「契約」という）を締結し、以下の内容を取り決めた。「章曙祥氏はこの映画の総監督としてこの映画の撮影および張竹氏（真慧会社の法定代表者、同映画の監督）の指導に当たる。映画全体の撮影プランを確定し、この映画の監督の撮影活動を指導し、主要なシーンの撮影を担当する。ポストプロダクション（編集、音楽、音声および最終的な映像合成）の指導、監督を担当する。章曙祥氏はすべての出資者に対して責任を負うことに同意する。映画のコピーフィルムに、主要製作者のオープニングクレジットがあれば、真慧公司是、章曙祥氏の名前と肩書きを単独でこの映画のオープニングクレジットに表示する。章曙祥氏はこの映画の総監督として、この映画の芸術・創作に関して最終的な決定権を有する。章曙祥氏は劉恒氏の台本を定稿版底本とし、エピローグ、ヒロインなどに関して修正を行うことができ、その他のストーリー構造に関しては大きな変更を行わない」

2012年5月29日、映画「殺戒」の撮影が始まり、7月9日に撮影がすべて完了しクランクアップした。その後、章曙祥氏と張竹氏の間で編集バージョンの選択をめぐって意見の食い違いが生じた。上映の許可を得た映画「殺戒」には、章曙祥氏、即ち章家瑞氏の氏名表示状況は「初期総監督、章家瑞」で、この映画のアートディレクターの名前と同一の画面に表示された（付属図1）。一方、張竹氏、即ち竹卿氏の氏名表示状況は「竹卿監督作品」で、人目を引く形で、単独で画面の中央に表示された（付属図2）。これを受け、章曙祥氏は法院に提訴し、真慧会社に違約責任の負担を求めた。

二審期間中、法院は当事者双方を集め、映画「殺戒」の章曙祥氏の編集バージョン、上映バージョンについて、台本16稿を詳細に比較した。真慧公司是、台本16稿について映画の前半部分の主線が副線によって断ち切れ、ストーリーの衝突、矛盾が欠けていることを認め、上映バージョンは台本16稿について再創作を行った。

### 【法院の判断】

映画・テレビドラマ創作の最終決定権、とりわけ最終編集権の帰属に関わる問題は、第一に、契約の取り決めをもとに決めなければならない。契約において、監督が最終編集権を有する、または出資者が最終編集権を有すると取り決められている場合は、その取り決めに従わなければならない。契約の取り決めが不明確である場合にのみ、業界慣例によって決めることを考える。出資者と監督の間に芸術創作に関して大きな意見の対立が生じたとき、双方はまず協議によって解決を図らなければならない。協議によって合意に達しない場合であっても、出資者は契約の精神に則り、契約の取り決めを尊重しなければならない。

契約の取り決めによれば、章曙祥氏は総監督として「この映画の芸術創作について最終決定権を有する」。映画・テレビドラマに関する芸術創作活動は、撮影前の準備、撮影、撮影後のポストプロダクションというプロセスをたどるため、契約において最終編集権を除外

することが明確に取り決められている場合を除き、本件は、章曙祥氏が係争映画について最終編集権を有すると認定しなければならない。章曙祥氏は、契約で取り決められた台本16稿をもとに、監督活動を完全に実施し、「ポストプロダクションの監督、指導」に用いる総監督編集バージョンを提出した。また、章曙祥氏の編集バージョンの台本16稿に対する調整は合理的な範囲を超えてはおらず、上映バージョンには章曙祥氏の指揮、撮影により完成したシーンがすべて採用されている。したがって、真慧会社が契約の取り決めに基づきオープニングクレジットで章曙祥氏の氏名を「総監督」として単独で表示せず、残額も支払わない行為は違約を構成する。

一審判決では、真慧公司に対して、判決が発効した日から起算して15日以内に原告である章曙祥氏の氏名（章家瑞）、肩書き（総監督）を単独で映画「殺戒」のオープニングクレジットに表示し、章曙祥氏に契約で取り決められた報酬20万円を支払うよう命じた。二審判決では、上訴を棄却し、原判決を維持した。

### 【事件の典型性】

周知のとおり、映画・テレビドラマ創作は文化創造産業の主要な分野であり、その高額投資、ハイリスク、芸術創作活動の複雑さという特性により、芸術性と市場の両面において非常に高いレベルが求められる。出資者は、映画作品に対する投資とリターンを重視すると同時に、芸術創作のルールを尊重するよう注意しなければならない。監督は、芸術創作活動に専念する一方、出資者の投資のリターンにも適度に配慮すべきであり、そうしてこそ双方の利益均衡を実現できる。映画創作契約の履行は工業品を目的物とする普通の商業契約のそれとは明らかに異なる。創作のプロセスにおいて、芸術創作または市場のニーズに応じて創作物に必要な調整を施すことは珍しいことではないが、監督、出資者のどちらかが調整を提起するにせよ、善意ある協議をもとに行い、かつ芸術創作物の質を落とさないことを原則とすべきである。協議により合意に達しなければ、契約の精神を強調し、契約の取り決めを遵守することがなおも極めて必要である。そうしてこそ、紛争を減らし、映画・テレビドラマの芸術創作活動の発展につながり、映画・テレビドラマ産業の発展促進につながる。本件において確定された裁判基準は、出資者と監督の各自の権利・義務の境界の明確化、映画・テレビドラマ産業の市場秩序の適正化にとって積極的な役割を果たす。

付属図1：



付属図 2 :



## 7. 被告人楊氏による登録商標詐称商品販売事件

### 【事件概要】

被告人である楊氏は2014年1月から5月にかけて、自身がネットショッピングサイト「淘宝」（タオバオ）に開設した店舗を通じて、小米科技有限責任公司（以下、「小米公司」）の登録商標「MI」を詐称した携帯電話計750台余りを販売し、売上高は人民元136万元余り、不当利得は49万元余りに上った。そのうち、楊氏が開設したネットショップ「天一數碼城88」では、登録商標「MI」を詐称した携帯電話「小米3」を累計630台余り販売し、売上高は126万元余り、不当利得は47万元余りに上った。同氏が出店したネットショップ「四核專区」では、登録商標「MI」を詐称した携帯電話「紅米NOTE」を120台余り販売し、売上高は10万元余り、不当利得は2万元余りに上った。

2014年5月14日、揚州市公安局は、被告人楊氏が賃借する広東省深セン市福田区福華新村12幢304室を調べたところ、まだ販売されていない小米会社の登録商標「MI」を詐称した「紅米NOTE」計179台（人民元16万6,000余元相当）を発見した。

### 【法院の判断】

被告人楊氏が登録商標詐称商品と知りながらそれを販売し、巨額を売り上げた行為は登録商標詐称商品販売罪を構成する。被告人楊氏は逮捕後、ありのままに自らの罪を供述することができており、法により刑罰を軽減することができる。本件において公訴機関が起訴した、被告人楊氏による登録商標詐称商品販売罪の事実は明確で、确实かつ十分な証拠があり、起訴した罪名が正しく、刑罰の軽減を具申する意見には法的根拠があり、これを支持しなければならない。楊氏は罪状を自認しており、情状酌量による刑罰の軽減が可能であるとする被告人楊氏の弁護人の意見は事実および法的根拠があり、これを採用しなければならない。楊氏の弁護人は「起訴状において認定された販売に関する一部事実は被害者の証言がなく、調査を経て証明された上で弁護意見を認定しなければならない」と提起した。これに対し、法院は「被告人楊氏の法廷での供述、公訴人による法廷での証拠提示、証拠認否を経た捜査機関における供述調書、ネットショップの取引記録、帳簿などの証拠は相互に裏付けられ、証拠の連鎖を形成し、公訴機関の起訴を認定するに足りるため、この弁護意見を受け入れない」と判断した。

法院は以下の判決を下した。

- 一．被告人楊氏は登録商標詐称商品販売罪を犯した。懲役3年9か月と罰金人民元90万元に処する。
- 二．被告人楊氏に対し、違法所得人民元49万元の追徴を命じる。
- 三．本件において、公安機関が差し押さえた、登録商標を詐称した係争の携帯電話、領収書、コンピューターのハードディスク、速達伝票、ネットワーク接続許可証、メモ帳、キャッシュカードなど、犯罪活動に用いた物品を没収する。

### 【事件の典型性】

小米会社が所有する登録商標「MI」は中国市場において非常に高い知名度を有する。本件において、被告人楊氏が登録商標「MI」を詐称した携帯電話を販売し、巨額を売り上げたことは、市場秩序を著しく破壊し、小米会社の利益を損なった。本件の判決は、被告人の犯罪行為を強力に取り締まるものであり、知的財産権保護の強化と寛厳自在の知的財産権刑事司法政策を十分に表しており、小米公司のような中国国内の技術革新型企業の成長に好ましい法的環境を整えたものといえる。

## 8. 被告科迅電子公司、龍邦電子公司および被告人秦氏らによる著作権侵害事件

### 【事件概要】

米スナップオン社は制御ソフトウェア「Snap-on」の著作権者である。2011年6月から2012年7月にかけて、秦氏、潘氏、劉氏は共謀により、他人から海賊版のスナップオン社制御ソフトウェア「Snap-on」を購入し、表面上の修正を行った後、不法に複製し、科迅電子公司が生産したLB-96型4輪アライメントテスターに使い、科迅電子公司、龍邦電子公司を

通じて合通公司などの企業に販売した。公訴機関は違法取引額が人民元計 41 万 9,000 元にするとして起訴し、そのうち 4 回の取引は実際の購入者がスナップオンであった。

### 【法院の判断】

コンピューターソフトウェアの価値は、著作権の価値を完全または主要な価値とする。ソフトウェアの著作権の価値には、ソフトウェア製品自体が発行、貸与、許諾、譲渡などを通じて実現した利益や、ソフトウェア機能の実現によって形成された、製品が流通段階に入った後で生じる価値も含まれる。本件において、既存の証拠は、権利者であるスナップオンおよび被告企業がいずれも係争制御ソフトウェア、イ号のソフトウェアを機器と離し、単独で販売していないことを証明している。そのため、係争ソフトウェア自体が発行、貸与、許諾、譲渡などを通じて実現した利益や価値は存在しない。係争ソフトウェアは工業に応用される制御ソフトウェアであり、機能は単一的である。物理的形態上、ソフトウェアとハードウェアが分離、独立しているが、係争ソフトウェアの目的は、単純なグラフィックプレゼンテーションではなく、デバイスの中のカメラを動かしてターゲットを撮影し、情報を取得した後、ターゲットの位置、角度の変化量を比較することで 4 輪ホイールアライメントに必要となるシャシ角度のデータを導き出し、それをソフトウェアに保存された元メーカーの基準と比較することで、係争の LB-96 型 4 輪アライメントテスターによるデータ測定機能を実現することにある。よって、係争のソフトウェアとハードウェアは製品使用の性質上、機能の不可分性があり、かつ係争ソフトウェアの価値は係争 LB-96 型 4 輪アライメントテスターが流通段階に入った後で生じる価値に反映される。本件において、イ号のアライメントテスターの価値は主として、その製品機能を実現するソフトウェアプログラムにあるため、係争ソフトウェアの著作権の価値は係争 LB-96 型 4 輪アライメントテスター製品の主要な価値を構成する。公訴機関が係争 LB-96 型 4 輪アライメントテスターの売上高を違法取引額とすることには、合理性があり、かつ法的根拠があるため、支持しなければならない。

権利者であるスナップオン社の「おとり捜査」の問題に関して、法院は以下のとおり判断した。

係争犯罪の客体は、他人のコンピューターソフトウェア著作権であり、他人が著作権を有するコンピューターソフトウェアを複製して発行することは、本件における罪を構成する客観的な要素の一つである。コンピューターソフトウェアの表現は、ソースコード、ターゲットコード、プログラミング言語などの専門分野の知識に関わり、文学、芸術などその他の作品のように感覚器官を通じて直接的に感じる事が容易でないことから、イ号のソフトウェアが権利者のソフトウェアと実質的同一または類似を構成するか否かについて、往々として鑑定手段を利用しなければならない。そのため、係争 LB-96 型 4 輪アライメントテスターにおいて使用される制御ソフトウェアがソフトウェア「Snap-on」から複製されたか否かについては、係争 LB-96 型 4 輪アライメントテスターを入手した後、ソフトウェ

アの分析・比較を通じて同一性があるか否かを確定しなければならない。したがって、スナップオンの第1回目の購入は、真に存在する侵害犯罪の証拠を取得するために不可欠な手段であり、係争犯罪行為の発生を誘発するものではなく、この購入行為は合理的かつ合法的であると認定されなければならない。本件の客体は、他人の著作権であり、私権に属する。刑事手段を通じてそれを保護する場合、刑法の謙抑性に則り、違法取引額の認定において、犯罪行為発生との因果関係などの情状を十分に考慮し、慎重かつ適切に行わなければならない。スナップオンはイ号のソフトウェアを取得し、その関連性質を確定した後、行政手段または司法手段を通じて自身の権利を主張する条件をほぼ備えている。その後の3回にわたる証拠収集は結果的に、本件の有罪認定金額の増加を招き、それによって生じた売上高は被告企業と被告人の罪の重みを不当に増やしたため、単独で有罪認定または刑の量定の証拠とすべきではなく、認定された違法取引額から削除しなければならない。

以上を踏まえ、法院は以下の判決を下した。

被告企業の科迅電子公司是著作権侵害罪を犯したことにより、罰金人民元15万元に処する。被告企業の龍邦電子公司是著作権侵害罪を犯したことにより、罰金人民元15万元に処する。被告人秦氏は著作権侵害罪を犯したことにより、懲役3年、執行猶予4年に処し、罰金人民元15万元に処する。被告人潘氏は著作権侵害罪を犯したことにより、懲役3年、執行猶予3年に処し、罰金人民元14万元に処する。被告人劉氏は著作権侵害罪を犯したことにより、懲役3年、執行猶予3年に処し、罰金人民元13万元に処する。

### 【事件の典型性】

本件は、典型的な涉外知的財産権刑事事件である。事件において紛争の焦点は、主としてソフトウェア著作権犯罪の「違法取引額」の認定および刑事訴訟の「おとり捜査」の問題に関わる。開廷前、法院は法によりスナップオン社に、被害企業として有する訴訟上の権利を告知するとともに、被害企業として出廷し、訴訟に参加できる旨を通知した。法廷において、被告企業と被告人は4輪アライメントテスターの販売価格を本件の違法取引額として認定できるか否か、おとり捜査の合法性などに関して多くの異議を提起した。合議体は、起訴側と弁護側の双方の意見を聴取するとともに、被害企業であるスナップオン社の出廷代表者の意見を聴き入れ、裁判を通じて、ソフトウェア著作権にかかる犯罪の「違法取引額」認定の考え方を明らかにするとともに、刑法の謙抑性を活用し、権利者が「おとり捜査」を通じて被告人の罪の重みを不当に増やした部分については合理的に削除した。これは、海外権利者の合法的な権利・利益を法により守っただけでなく、公平、公正、公開という中国司法の好ましいイメージを十分に示すものとなった。

## 9. 葛芳氏 v. 江蘇省知識産権局 特許侵害行政訴訟事件

### 【事件概要】

富士康（昆山）電腦接插件有限公司（以下、「富士康昆山公司」）と鴻海精密工業股份有限公司（以下、「台湾鴻海公司」）は、係争発明特許「ソケットコネクタとプラグコネクタ」の共有特許権者である。2012年7月9日、富士康昆山公司是、葛芳氏が販売するマザーボードが係争特許権を侵害したとして、江蘇省知識産権局（以下、「江蘇省知財局」）に処理を求めた。江蘇省知財局は処理の結果、葛氏が販売するマザーボード上のUSB3.0ソケットコネクタは係争特許権の保護範囲に入り、その販売行為は係争特許権に対する侵害を構成すると認定し、「特許権侵害紛争処理決定書」を発行し、葛氏に対し直ちに係争侵害製品の販売を停止するよう求める決定を下した。葛氏はこれを不服とし、行政訴訟を提起し、以下のとおり主張した。

イ号製品は第三者である嘉澤端子工業有限公司（以下、「台湾嘉澤公司」）の関連会社に由来するものであり、台湾嘉澤公司与特許権者の一である台湾鴻海公司はいずれもUSB協会（USB-IF）が制定した「ユニバーサルシリアルバス 3.0仕様（改訂版 1.0）」（以下、「USB3.0仕様」という）の技術に対する貢献者である。USB3.0仕様、貢献者契約および台湾鴻海公司のステートメントにより、係争特許は契約に基づき貢献した特許に属し、台湾鴻海公司は台湾嘉澤公司およびその附属機構に係争特許の使用権を付与し、イ号製品は特許ライセンスを取得済みであることを証明できる。

### 【法院の判断】

係争の「USB3.0仕様」は強制仕様ではなく、規格実施者と潜在実施者の利益を不当に損ねていないことを前提に、貢献者が貢献する特許範囲の解釈は貢献者の意思に厳格に従わなければならないと、不当に拡大解釈すべきでない。契約の「必要な請求項」の定義から、貢献者がその特許技術に貢献するには以下の条件を満たさなければならないことが分かる。

第一に、仕様を適用するための技術的特徴が仕様において明示されなければならない。

第二に、商業上、合理的に代替可能な、権利を侵害する必要のない考案が見つからない場合に限り、「必要な請求項」と認定されることができる。

本件において、貢献者である特許権者が貢献したのは特許請求項1であって、請求項2、4ではない。請求項2、4の付加的な技術的特徴が既存の技術的特徴に属するという理由だけで、全請求項を「必要な請求項」と解釈すれば、特許権者が貢献していない請求項2、4も貢献の範囲に組み込まれるが、これは特許貢献者が契約を締結するときに予見できた貢献の範囲を明らかに超え、特許貢献者の利益を損ねてしまう。実際、請求項2、4の中の付加的な技術的特徴は、合理的に代替可能な、権利を侵害する必要のない考案を商業上見つけることができれば、実施仕様の採用者は貢献者の特許権を侵害せず、かつその実施仕様を妨害せず、ましてやその利益を損ねることもない。以上により、法院は、江蘇省知財局蘇知（2012）糾字19号特許権侵害紛争処理決定を維持する判決を下した。

### 【事件の典型性】

この紛争事件発生の背景は、台湾鴻海公司与台湾嘉澤公司の間の対立が背景にある。両社は IT 機器のポートデザイン、製造を行うグローバルリーディングカンパニーであると同時に、USB3.0 貢献者契約の締結者でもあり、知的財産権の分野における両社の対立は古く、USB3.0 をめぐる特許の戦火は国内外に及んでいる。本件において最も核心となる問題は、特許が規格に係る必須特許であるか否かの判断にある。本件の経緯に合わせていえば、イ号製品が完全にカバーする特許のある一つの請求項が規格実施に必要な請求項に属するか否かの判断にある。判断において最大の争点は、特許のある一つの請求項が規格によって開示された技術的特徴と既存の技術的特徴の組み合わせにより生じた請求項に属するとき、規格実施に必要な請求項と認定できるか否かにある。本件の判決結果は恐らく USB3.0 コネクタの業界の構図に直接的な影響を及ぼすであろう。法院は規格の性質から着手し、USB3.0 貢献者契約における「必要な請求項」の定義の中身を深く探求し、特許技術に対する貢献者と規格実施者の間の利益を出発点とし、係争特許請求項が USB3.0 貢献者契約において定義される「必要な請求項」であるか否かを正しく線引きした。本件は、全国で初めて規格に係る必須特許侵害に関わる行政事件であり、第二審の行政判決書が公布された後、社会から注目を浴びた。

#### 10. 祥和泰公司 v. 江蘇省工商局 工商行政处罚紛争事件

##### 【事件概要】

徐州市金燕化織製品有限公司は 2010 年 8 月 7 日、図形と文字を組み合わせた商標「金燕」（付属図 1 を参照）を登録し、使用範囲として、繊維・テキスタイル原料、産業用繊維などを指定した。

2012 年 3 月、徐州市金燕化織製品有限公司は、江蘇省工商行政管理局（以下、「江蘇省工商局」）に苦情を申し立て、江蘇祥和泰纖維科技有限公司（以下、「祥和泰公司」）が登録商標専用権を侵害したと通報した。江蘇省工商局は現場調査の結果、祥和泰会社が生産する再生ポリエステル短繊維（418 万 1,660 元相当）に「金燕およびその図形」のロゴ（付属図 2 を参照）が使用されていることを発見し、祥和泰会社の行為は商標権者の登録商標専用権を侵害すると認定するとともに、祥和泰会社に対し侵害行為を直ちに停止するよう命じ、すべての侵害物品の没収と罰金人民元 418 万 1,660 元の支払いを命じる行政処分決定を下した。祥和泰会社はこの行政処分決定を不服とし、国家工商行政管理総局に行政不服審査を請求し原決定維持の判決が下された後、法院に行政訴訟を提起し、上述の行政処分の取消しを求めた。

##### 【法院の判断】

第一に、係争登録商標が許可される前に、祥和泰会社の関連会社である江陰金燕化織有限公司は業界で一定の影響力を有していた。本件において、係争登録商標が実際に使用さ



れたことを証明する証拠がないため、祥和泰公司はイ号のロゴの中で「金燕」の文字を使用することには合理性があり、祥和泰公司は係争登録商標の専用権を侵害する主観的意図を有しないと認定することができる。

第二に、係争登録商標は実際に使用されていないため、祥和泰公司がイ号のロゴを使用する行為は、需要者の実質的な混同や誤認を招くことはなく、消費者の利益を損ねることもなく、登録商標権利者の競争優位や市場シェアの実質的損失を招くこともない。

第三に、祥和泰公司は江蘇省工商局による行政処分期間において、江蘇省工商局の調査に積極的に協力し、進んで誤りを認め、製品の外部包装用の袋を交換しており、祥和泰公司は速やかに商標権侵害行為を是正したと認定しなければならない。

第四に、工商行政機関は、侵害行為を取り締まるにあたって、係争侵害行為者に主観的意図が存在するか否か、実質的な損失や影響をもたらしたか否かの弁別に注意しなければならない。行政法執行において特に強調すべき点は、悪意のある侵害行為、反復的な権利侵害行為を制止することである。主観的意図がなく、実質的な損害や影響をもたらしていない権利侵害行為に対し、直ちに停止するよう命じると同時に、行政処分の対象者に対し、イ号のロゴを自主的に除去するよう明確に告知することができ、罰金や没収などの行政処分を加える必要はない。それによって、商標法の立法目的と商標をめぐる行政法執行の謙抑と均衡を図る。本件において、祥和泰公司は、江蘇省工商局による取り締まりにおいて、積極的に調査に協力し、包装用の袋を作り直した。したがって、江蘇省工商局が祥和泰公司に権利侵害行為の停止を命じたことはすでに登録商標専用権の保護および消費者と需要者の利益保障という行政法執行の目的を達成しており、さらに行政処分を与える必要はない。以上により、法院は、江蘇省工商局の「直ちに権利侵害行為を停止するよう命じる」という決定を維持し、江蘇省工商局による「1. 権利侵害物品である再生ポリエステル短繊維 1,720 袋 (518.2873t)、外包装用の袋 550 セットを没収する。2. 罰金人民元 418 万 1,660 元を科する」との決定を取り消す判決を下した。

### 【事件の典型性】

本件の実体裁判の結果、行政罰金 400 万余元が取り消されただけでなく、製品 400 万元相当を没収する行政処分も取り消された。これにより、権利侵害の意図がなく、実質的損失をもたらさないこの種の商標行政事件においては、行政機関が「罪刑均衡」原則に則り、権利侵害行為の停止を命じることで、登録商標専用権の保護および消費者と需要者の利益保障を十分に実現できるのであれば、行政処分を加える必要がないという点がよりいっそう明確になった。本件により確立された司法審査基準は、行政機関が商標法の立法精神や行政法執行における「罪刑均衡」原則を正しく理解し、合理的かつ適正に自由裁量権を行使するための手本としての役割を果たすであろう。

付属図 1 :



附属图 2 :

再生涤纶短纤维

金燕

产品标准编号: FZ/T52010-2009

规格        dtex        mm 品种       

重量        kg 等级       

批号        包号       

班别        日期       

金燕集团

江苏祥和泰纤维科技有限公司

地址: 江阴市徐霞客镇璜塘工业园区凤翔路东侧

电话: 0510-86520237 传真: 86526275

 防雨

 防火

 小心重量